

後期第 5 問

東京に来て 3 年、被告人 X は酒、ギャンブルに明け暮れ最悪であった。三度の飯よりギャンブルが好きな性格であり、ギャンブルによる負けが続いたうえ、連帯保証人となっていた友人の借金を肩代わりすることとなり、借金は 385 万円にまで膨れ上がり、一文なしになってしまっていた。

2021 年 12 月 13 日、被告人は空腹に耐えかねて万引きをする意図を持って営業時間中の近所のスーパーに一般顧客と同様の正面入り口から立ち入り、売り場に置いて菓子パン 3 点 (計 360 円相当) を自己の洋服のポケットに忍び込ませこれを盗んだ。X は以前当該スーパーでアルバイトとして勤務しており、裏口は常時鍵がかけられておらず、侵入も容易であったが、あえて裏口から入ることはなかった。

しかし、偶々警戒中であった万引き G メン Y が、店内に入る X に不審感を抱きこれを X に気が付かれ内容監視していたところ、X が上述の行為に及んだため店外に出たタイミングで X に声をかけて、店舗事務所に店長同伴の下で X を引き入れ、X に万引きの事実を確認したところ、これを X が認めたので警察に通報し X は逮捕された。

本件における X の罪責を検討せよ。なお、窃盗罪については当然に成立するものとして、手続法についての適法性についても言及する必要はない。